

令和2年度 第1回大島区地域協議会
次 第

日 時：令和2年5月13日（水）
午後2時から
場 所：大島就業改善センター
3階 大会議室

開 会

- 1 大島区総合事務所長 挨拶
- 2 任命書交付など
- 3 協 議
 - (1) 地域協議会の審議事項について
 - ・ 会長及び副会長の選任
 - ・ 会議の運営に関する事項
 - (2) 地域活動支援事業について
 - ・ 大島区採択方針及び審査方法
 - ・ 令和2年度提案事業
- 4 その他
 - (1) 第2回地域協議会の開催日について
 - (2) その他

閉 会

第 1 回目地域協議会の審議事項

<p>審議事項 (※は根拠例規)</p>	<p>審議結果</p>
<p>正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第 6 条</p>	<p>会 長 _____ 副会長 _____</p>
<p>会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号</p>	<p>_____ 人</p>
<p>会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例 施行規則第 5 条第 2 項</p>	
<p>会議の座席順</p>	
<p>自主的審議事項の提出方法</p>	
<p>地域協議会だよりの編集方法</p>	<p>(編集委員)</p> <hr/> <p>(発行回数・時期)</p> <hr/> <p>(編集方法など)</p>

審議事項 (※は根拠例規)	審議結果
会議の開催日時	(日程) 毎月第〇〇曜日 会議開催時に次回開催日を決定
	(開始時刻)
	(会場)
書面による審議	(実施の条件)
	(実施の判断)
	(表決)
その他	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

令和2年3月30日

第5期大島区地域協議会会長 様

第4期大島区地域協議会
会長 中村朝彦

次期地域協議会への引き継ぎ事項について（報告）

第4期では、第3期からの引継ぎであった「少子化対策について」をテーマに自主的審議を行ったほか、新たに「地区要望の実現について」を審議してきましたので、別紙のとおり報告いたします。

引き継ぎ書

1 引き継ぎ項目

自主的審議事項 「少子化対策について」

2 審議経過

(平成28年度)

- ・第3回地域協議会 (7月25日)
第3期委員から引き継いだ自主的審議事項「少子化対策について」を、第4期地域協議会で引き続き審議することを決定する。
- ・第4回地域協議会 (10月19日)
少子化対策の論点を整理する。
- ・第5回地域協議会 (11月25日)
移住者向けの支援策を中心に意見交換があったものの、話がまとまらなかったことから、次回は事前に委員からレポートを提出いただき、その内容に基づいて審議を行うことに決定する。
- ・第6回地域協議会 (12月22日)
事前にまとめた委員の意見を共有し、大島区の地区別人口推計について説明を受けた後、今後について検討を行う。
- ・第7回地域協議会 (1月26日)
少子化対策の勉強会を行うことを決定する。
- ・第1回勉強会 (2月28日)
大島区が抱える全体の課題として「大島区の魅力と地域振興の核となるもの」を話し合った後、「中山間地域振興」「空き家対策・UJターン移住促進」「子ども、若者の定住促進」の3つのテーマごとに班編成し、意見を出し合う。
- ・第2回勉強会 (3月30日)
第1回勉強会でのテーマ課題の意見を共有し、今後の進め方について協議を行う。

(平成29年度)

- ・第3回勉強会 (6月30日)
平成28年度に行った審議内容の振り返りと、自主的審議事項の今後の進め方について協議を行う。

3 その他

少子化対策については過疎・高齢化や人口減少など、様々な要因が複雑に絡み合う中の一つの課題である。その中で、大島区地域協議会だけでこれ以上議論を重ねても、効果的な方策を導き出すのは難しいことから、大島区地域協議会での自主的審議事項としては、第4期をもって終了することとした。

引き継ぎ書

1 引き継ぎ項目

審議事項 「地区要望の実現について」

2 審議経過

(平成29年度)

- ・第7回地域協議会（12月14日）

早川委員から「市道と交通機関の安全性の向上について」をテーマとした提案書が出され、今後審議をしていくことが決定される。

- ・第8回地域協議会（1月18日）

上記提案の実現に向けた方策として、地区要望の早期実現をあげる声があったことから、本年度地区要望の回答を待って、次回の地域協議会で審議することにする。

- ・第9回地域協議会（3月26日）

大島区内の地区要望の実現率が低いことから、今後意見書の提出に向けて話し合いを進めていくことを決定する。

(平成30年度)

- ・第4回地域協議会（7月20日）

本件については、正副会長を含む数人の委員で小委員会を結成し、具体的に審議していくことを決定する。

- ・小委員会（10月9日）

地区要望の早期実現に向けて検討したものの、地域協議会からの意見を踏まえ、平成30年度より、地区要望の現地確認は、大島区、浦川原区の両所長、次長ならびに担当者が立ち合いを行い、総合事務所の対応が変わったことから、改めて地域協議会で諮ることとした。

- ・第5回地域協議会（10月19日）

小委員会での報告を受け、今後も検討をすすめていくことを確認した。

3 その他

地域協議会として審議したことが、総合事務所の対応に変化を促し、地区要望の着手件数の増加につながったことから、一定の成果が得られたと認められる。よって、第4期をもって審議終了とする。

＜参 考＞

諮問案件における書面審議について（案）

【大島区地域協議会】

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。（例外規定なし）
- ・一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ねる要因ともなりえる。
- ・これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 会議の運営に関する事項として定めてもらいたいこと

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
- ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・その他、前2項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

- 【例】①会長が決定（会長に一任）
- ②正副会長の協議により、会長が決定
- ③過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

- 【案】・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす
- ・前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる
 - ・【例】附帯意見の取扱については、
 - ①会長が決定する（会長に一任）
 - ②正副会長の協議により、会長が決定する
 - ③意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

3 その他

- ・このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■ 募集期間

令和2年4月1日(水)から4月30日(木)まで (必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■ 支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額、補助回数（新規事項）

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一の事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

《大島区の予算 490万円》

《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。
- ・ 同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

■ 応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

《ポイント！》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じたどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。令和2年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

1 優先して採択する事業
<p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業
2 その他の事業
<p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>

(2) 基本審査・共通審査

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ポイント！》

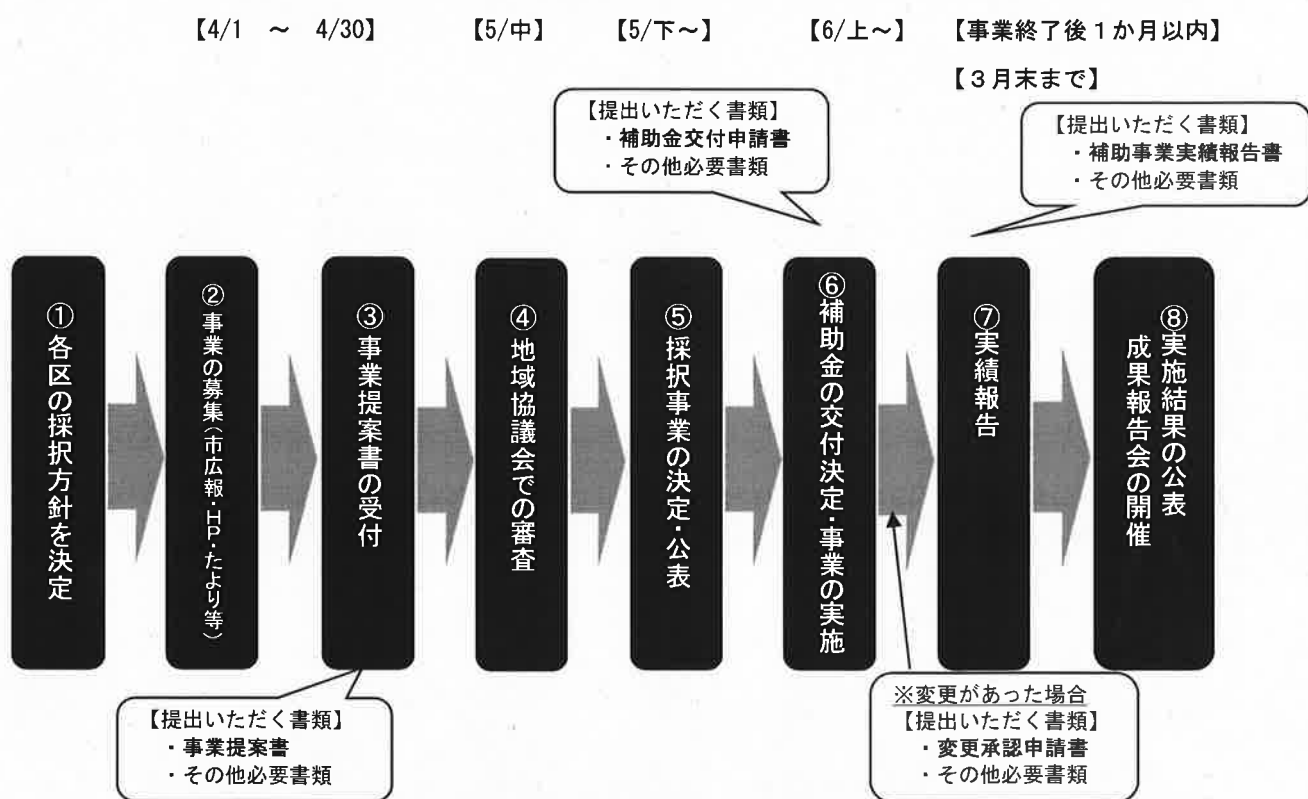
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101(内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

令和2年度 大島区地域活動支援事業 提案(予定)事業費一覧

(R2. 4. 30 : 17時時点)

No.は受付順

No.	事業名称	提案団体	事業費等(単位:千円)	
			事業費	補助希望額
1	田麦盆踊りの維持継続事業	田麦集落	463	460
2	旭地区PR事業	旭地区協議会	852	850
3	薬師岳登山道整備・PR事業	細越平生会	1,033	1,000
4	「仁上ホテルの軌跡」記録・伝承事業	仁上町内会	1,095	1,000
5	大島区HP作成事業	大島まちづくり振興会	510	500
6	交流空間創出事業	光里の環	1,064	1,000
事業	配分額 4,900千円	差引	5,017	4,810

配分調整額

90

《 提案のあった事業の一覧 》

受付順

事業番号 1 (資料 NO. 1)	事業名	伝統行事伝承事業
	提案者名	田麦町内会 会長 山岸健二
	事業費及び補助金希望額	463千円 (うち補助金希望額 460千円)
	事業の目的 (概略)	地域の伝統行事が失われつつある中、地域一丸となって賑わいを維持しているが、祭りの準備に相当な労力が必要であり、資材の経年劣化が著しい状況となっている。今年度の祭りは未定であるが、賑わいや交流の場である「祭り」が途絶えることのないよう地域住民の交流や士気を保つことを目的とする。
	事業の内容 (概略)	(1) 支柱 (8か所) 設置工事 (2) 電飾等備品購入
	事業の実施期間	令和2年6月～令和2年12月
	事業で期待する効果	昨冬時では「あさひ雪あそび」の会場となったほか、これまで旭農村環境改善センター内で実施する取組も、本事業による整備により、今後は屋外での実施も可能となることから、これまで以上の賑わい創出と地域の活性化が期待される。
事業番号 2 (資料 NO. 2)	事業名	旭地区PR事業
	提案者名	旭地区協議会 会長 小山章喜
	事業費及び補助金希望額	852千円 (うち補助金希望額 850千円)
	事業の目的 (概略)	市内でも旭地区の認知が低いものの、暮らし知恵や豊かな自然が存在するため、より多くの方から地域の魅力を知ってもらい、地域を訪れてもらい、地域住民の活力及び地域の活性化を図ることを目的とする。
	事業の内容 (概略)	(1) 「産地シールの作成」 > 「旭」のPR (2) 「旭手ぬぐいの作成」 > イベント時の地域住民の一体感の醸成及び地域PR (3) 「記録の作成」 > 地域の様子の記録と紹介のほか、地域住民による魅力の再発見
	事業の実施期間	令和2年5月～令和3年3月
	事業で期待する効果	今回の取組の効果について検証・分析できるとともに、記録映像をSNS等で発信することによる誘客や来訪者の効果を把握でき、今後の検討の基礎資料として活用することが期待できる。

事業番号 3 (資料 NO. 3)	事業名	薬師岳登山道整備及びPR事業
	提案者名	細越平生会 会長 高橋雄一郎
	事業費及び補助金希望額	1,033千円(うち補助金希望額 1,000千円)
	事業の目的(概略)	薬師岳は地元住民に親しまれ里山であったが、登山者が激減し山道等は整備されていない状況にある。古くからの地域の象徴であった資源の魅力を再発掘し、新たな取組とリンクさせて、改めて“地域の宝”の創出を目指すことを目的とする。
	事業の内容(概略)	(1) 保全活動 > 環境整備及び登山事業計画の検討 (2) PR活動 > 北越急行のアクセスを活かした(仮称)駅前ハイキングの検討及びPR (3) 研究活動 > 鍋立山までの登山ルート調査・整備の検討
	事業の実施期間	令和2年4月～令和3年3月
	事業で期待する効果	地域社会の変化のなかで埋もれた地域資源を“地域の宝”として改めて認知・周知するとともに、棚田で有名や十日町市星峠へのルートを開拓することで、薬師岳並びに大島区への集客が期待できる。
事業番号 4 (資料 NO. 4)	事業名	「仁上ホテルの軌跡」記録・伝承事業
	提案者名	仁上町内会 会長 上野元治
	事業費及び補助金希望額	1,095千円(うち補助金希望額 1,000千円)
	事業の目的(概略)	大島の代名詞「ホテル」の生息保護や祭りを維持するため、今日まで様々な苦労があったものの、高齢化により今後の取組の継続や歴史の継承が危惧されている。イベントが出来ない状況下を契機とし、これまでの歩みや写真・動画を記録に残し、後世に伝えることを目的とする。
	事業の内容(概略)	(1) ホテルを軸とした地域の写真・動画撮影 (2) 写真・動画を用いた映像制作
	事業の実施期間	令和2年5月～令和3年3月
	事業で期待する効果	これまでの歩みや地域の様子を記録に残し、イベント等で来訪者に見せることで、地域の努力を伝えながら、より地域資源の保全や活用促進が期待できる。また大島区のPRにも活用することで区全体の活性化の一助になると考える。

事業番号 5 (資料 NO. 5)	事業名	大島区魅力発見PR事業
	提案者名	大島まちづくり振興会 会長 本山信治
	事業費及び補助金希望額	510千円 (うち補助金希望額 500千円)
	事業の目的 (概略)	市町村合併後、当区全体を網羅した外部発信機能がなく、当振興会も情報発信を行う手段を持たないまま現在にきている。このことからホームページを構築し、組織や活動の周知を図るとともに、区内のイベントや観光情報を発信する。併せて区内団体・事業者等とリンクし発信力を高めることを目的とする。
	事業の内容 (概略)	(1) 景観・いきいき写真コンクール (仮称) の開催 (2) ホームページ作成
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年2月
	事業で期待する効果	ホームページは当会及び活動団体や事業者だけの情報だけでなく、地域住民に写真提供を呼び掛け、景観・いきいき写真コンクール (仮称) などを行い、市民参加型のホームページとすることで、地域の賑わいや活性化が図られるほか、情報発信力の向上と閲覧者の増加が期待できる。
事業番号 6 (資料 NO. 6)	事業名	交流空間創出事業
	提案者名	光里の環 代表 上野元治
	事業費及び補助金希望額	1,064千円 (うち補助金希望額 1,000千円)
	事業の目的 (概略)	大島区並びに大島地区には様々なイベント時に幅広い年齢層の来訪があるものの、滞在できる場所がなく地域住民と来訪者の交流が図られていない。また転出により空き家が増加するなか、今後の地域の在り方を地域住民と市内若年層とが話し合うほか、試験的な取組を行い検証することを目的とする。
	事業の内容 (概略)	(1) 交流促進とPRの資機材整備 (2) 交流空間創出 ・ パソコン等による交流空間のイメージ画像と実現に向けた経費把握
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年3月
	事業で期待する効果	来訪者と地域住民との交流を生み、交流の輪が広がることで更なる来訪者の増加が期待できる。併せて菖蒲地区振興協議会や飯田邸保存会など、菖蒲方面へ訪れる方がホテルの飛行時間までの時間を過ごせる場所として提供するなどの相乗効果が期待されるほか、地域間の連携促進にもつながる。